

逗子市こども発達支援センターの 運営改善案について

令和4年9月

逗子市教育委員会 教育部

療育教育総合センター こども発達支援センター

目 次

I	はじめに	1
1	逗子市こども発達支援センター運営改善案について	1
2	逗子市こども発達支援センター運営改善のためのアンケート調査	2
II	逗子市こども発達支援センター運営改善案	3
1	改善案立案に当たって重要視した事項	3
	(1) センターのあり方、目指すべき姿	3
	(2) 事業全体に共通する課題	4
2	アンケート調査結果から整理・分析した課題に対する改善案	6
	(1) 相談部門ひなたに係る課題	6
	(2) 療育部門くろーばーに係る課題	11
	(3) センター全体に係る課題	13
3	現在の運営状況に対する改善案	16
	(1) 相談部門ひなたについて	16
	(2) 療育部門くろーばーについて	16
	(3) センター全体について	17
4	支援を必要とする人及び社会の状況等から考える改善案	18
5	重要度の高い改善案の整理	20

I はじめに

1 逗子市こども発達支援センター運営改善案について

障がい児の支援に係る体制は、平成 24 年 4 月の改正児童福祉法の施行により、施設と事業の根拠規定が児童福祉法に一本化されるなど、その枠組みは大きく変わりました。これにより、各障がい別の施設体系を見直し、入所と通所の別により、障害児入所支援、障害児通所支援として施設体系が大きく一元化され、障害児通所支援の実施主体については都道府県から市町村に変更されました。

こうした国の動きを受け、本市では、平成 26 年 9 月に「(仮称)療育・教育の総合センター基本構想・整備計画」(以下「基本構想」という。)を策定し、平成 28 年 12 月に、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者に対する療育的な支援などを行う、本市の療育推進事業の拠点であり、中核的な支援施設として、逗子市こども発達支援センター(以下「センター」という。)を開設しました。

センターは開設以来、基本構想に基づき、障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者が、不安や困りごとが少なく、前向きに子どもを育て、安心して地域で生活していくための支援を行ってきました。今後も、時代の変化に対応し、センターに対するニーズを把握しながら、支援を必要とする人が一人でも多く適切な支援を受けられるよう、課題を改善しながらより良い事業を行っていく必要があります。

この改善案は、センター開設から 6 年を迎えるに当たり、センター利用者へのアンケート調査の結果から整理・分析した課題に対する改善案のほか、現在のセンターの運営状況に対する改善案、支援を必要とする人が現在置かれている状況等から考える改善案を取りまとめたものです。

2 逗子市こども発達支援センター運営改善のためのアンケート調査

運営改善案の立案に先立ち、まずセンターに対する利用者の方のご意見・ご要望等を洗い出し、現在のセンター運営についての精査をするべく、開設から現在までの間センターを利用したことのある方を対象に「逗子市こども発達支援センター運営改善のためのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。概要は以下のとおりです。

① 調査の目的

開設から5年を迎え、センターを利用したことのある方が、センターの事業や児童福祉サービスなどについてどのようなご意見・ご要望をお持ちなのかを把握し、今後のセンターのあり方を検討し、より効率的・効果的なセンターの運営を図るべく実施するもの。

② 調査対象

令和3年10月現在、市内に在住しセンターを利用したことがある方

③ 実施期間

令和3年11月22日（月）から令和3年12月12日（日）まで

④ 調査方法

インターネットによる回答（市ホームページ内回答フォーム）

書面による回答

※ 原則インターネットによる回答を依頼し、希望者にのみ書面の調査票を配付した。

⑤ 回答状況

対象者数	回答数	回答率
依頼発送件数：508件 (23件返送 ※)	インターネット：82件 書面：6件	18.1%
有効対象者数：485件	計88件	(88/485)

※ センター利用終了後や長期間利用のない間に転居し、宛所が不明になってしまったなどの理由によるもの。

⑥ 調査結果

「逗子市こども発達支援センターの運営改善のためのアンケート調査報告書」参照

Ⅱ 逗子市こども発達支援センター運営改善案

1 改善案立案に当たって重要視した事項

アンケート調査からは、センターの事業に対して否定的な意見はほぼなく、その一方、一人でも多くの方が適切な支援を受けられるよう、事業のさらなる充実が求められていることが分かりました。そこで、センターのあり方や目指すべき姿、そしてセンターの役割について改めて整理し、センターの事業全体に共通する課題など、今後のセンターの運営改善案を立案するに当たっての考察を行い、センター全体の運営にあたり、改めて重要視しなければならない事項について次のとおりまとめました。

(1) センターのあり方、目指すべき姿

① 本市における「中核的な支援施設」としての役割

センターは基本構想に基づき、本市の療育推進事業の拠点であるとともに、本市における中核的な支援施設としての機能・役割をもって開設されました。しかし、基本構想に挙げられた中核的な支援施設としての機能・役割は、十分に果たせていない部分があります。子どもや保護者に対する直接的な支援はもちろんのこと、必要な情報収集及び発信、関係機関との密接な連携、支援者支援の充実による関係機関の対応力強化など、公の機関だからこそできる、障がいのある子どもや発達に心配がある子どもなど、保護者が育てにくさを感じている子どもの子育てに関する中核的な支援施設としての機能、役割の強化を図ることが必要です。

また、0歳から18歳までの年齢の子どもを対象とし、ライフステージに応じた、切れ目のない継続的な支援を実施できること、療育と教育の密接な連携が可能であることがセンターの大きな強みであり、この強みを十分に活かし、利用者及び関係機関どちらに対してもより充実した支援とするため、関係機関とのさらなる連携強化を図ることが必要です。

② センターの担う「保護者支援」の役割

保護者に対する支援は、センターの行う重要な支援の一つであり、保護者が前向きに子どもを育てていくことができ、将来子どもが自立して生活できるように、センターとしては障がいのある子どもや発達に心配のある子どもなど、保護者が育てにくさを感じている子どもについての子育て支援を行っていくことが重要です。

保護者が前向きに子どもを育てていくためには、保護者が子どもの障がいや特性等を理解することが不可欠です。そのために、まずは困りごとや保護者の思い・考えについて丁寧な聞き取りを行った上で評価・分析をし、保護者のニーズを的確に捉え、障がいや子育てに関する正確な情報を伝えることや、子育ての見通しを伝えていくことが必要だと考えます。また、相談部門での個別支援やグループ活動、療育部門での療育を通して、直接的に子どもの成長を促していくことが必要です。保護者の子どもへの関わりや子どもの育ちを支援していくためには、相談部門と療育部門が一体となって、それぞれの活動の中で、子どものその

時々の発達状況や支援の目的・内容を保護者と共有し、保護者がより子どもを理解し必要な支援に繋がれる体制づくりが必要です。また、保護者へのレスパイトも含め、子育てに関する関係機関と協働し、保護者を支えていく支援が必要だと考えます。

(※「レスパイト」とは一時的な休息のことで、障がいのある子どもなどを在宅でケアしている保護者に、一時的にケアを代替し、リフレッシュしてもらう支援のことを指します。)

(2) 事業全体に共通する課題

① 支援に係る課題

- 利用者一人ひとりに対する丁寧な聞き取りを行った上での評価・分析

「利用者に対して必要な支援」がそれぞれ異なることはもちろん、「利用者自身が求めている支援や関わり方」もそれぞれ異なります。また、求めている内容は時々刻々と変化していくことも考えられます。そのことを十分に意識し、利用者のニーズを的確に捉え、より満足度の高い充実した支援とするため、一人ひとりに対してより丁寧な聞き取りを行った上で評価・分析をする必要があると考えます。

- 「障がい」、「療育」についての理解

障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその保護者が、不安や困りごとの少ない生活を送るためには、周囲の理解・協力が欠かせません。本市において、「療育」という概念は未だ十分に広まっているとは言えず、本市の療育を推進していくためには、利用者をはじめとする地域住民及び関係機関の職員の、「障がい」そして「療育」の概念の理解をさらに深める取り組みが必要であると考えます。

② 連携に係る課題

- センターの認知度について

センターは基本構想において、ワンストップの相談受付を可能とすることを取り組む事項の一つとしていますが、支援を必要としている人や相談しようか迷っている人、また、庁内各部署、保育所・幼稚園、学校などの関係機関の職員の、センターの存在、機能的な役割及び行っている事業などのセンター全般に対する認知度は、未だ十分とは言えません。センターの認知度を高め、必要とする人へ支援が行き届き、療育をさらに広めていくためにも、関係各所への情報発信を今まで以上に強化し、連携をより深める必要があると考えます。

(※「ワンストップ」とは、様々な相談窓口がある中で、相談しようと考えている方がどこかの相談窓口で相談しようか迷う場合でも、センターの相談窓口で一次的な受け付けができることを指します。)

③ 情報に係る課題

- 支援を必要とする人が、必要な支援を受けられるための情報発信及び情報連携

「② 連携に係る課題」でも触れましたが、センターの認知度は未だ十分とは言えず、支援を必要とする人や不安や困りごとを抱える人たちが、センターの機能・役割、さらに言え

ば存在そのものを知らないことによって支援を受けることができていないという側面もあると考えられます。早期支援、早期療育の重要性からも、支援を必要とする人が少しでも早くセンターへと繋がり必要な支援を受けられるよう、センターからの情報発信及び関係機関との情報連携の強化を図る必要があると考えます。

これらの内容を踏まえ、アンケート調査から見て取れた個々の課題について、また、現在のセンターの運営状況や支援を必要とする人及び社会の状況等から考えられる内容について、運営改善案をまとめました。

2 アンケート調査結果から整理・分析した課題に対する改善案

(1) 相談部門ひなたに係る課題

ア 支援について

(ア) 個別支援について

① 結果及び意見

支援を受けてさらに充実させるべきだと思う点を回答いただく設問では、「個別支援の利用頻度・利用期間」と回答した方が、全体の43.2%（38件）と最も高い結果となりました。あわせて、自由記述における意見では「個別支援の枠が少ない」、「なかなか予約がとれないので、もっと枠があれば」といった内容もあり、支援の機会のさらなる充実が求められていることが分かりました。

② 現状

現在センターで行っている個別支援・個別指導は、はじめに個々の利用者の心配事に対する評価を行い、今まさに支援が必要な子どもに対しては、療育専門員の予定及び施設の使用状況等を踏まえた上で、基本的に以下の内容で支援・指導を行っています。

- ・言語聴覚士（ST）による個別支援・個別指導：月に2回
- ・作業療法士（OT）による個別支援・個別指導：月に1回又は2か月から3か月に1回
- ・理学療法士（PT）による個別支援・個別指導：月に2回

③ 改善案

個別支援・個別指導については直接の関わりが必要となる内容のため、支援の受入枠を増やすためには、施設の使用状況、療育部門の活動との調整、出勤シフトの調整等を考慮した上で、療育専門員の体制充実を検討する必要があります。

また、直接の関わりを必要としない相談など、内容によってはセンターに来所せずとも支援を受けられるよう、リモートツールの活用が可能な支援及びその方法について積極的に検討するとともに、リモートツールでの対応を可能とするための施設の環境整備について積極的に検討していきます。

(イ) 利用者への支援方法について

① 結果及び意見

自由記述において、「はっきりと支援が必要なのか教えてほしい」、「医療が必要なのか、様子見なのか、成長の過程なのか、アドバイスが欲しい」、「もう少し強気に対応しても良かった気が」といった、利用者に対しての支援の方法に関する意見があり、利用者の求めている支援や関わり方とセンターの行っている支援の間に、ずれが生じている部分があることが分かりました。

② 現状

現在のセンターでは、初回面談の際に提出いただく相談申込書にて、相談の主訴とお子さんの心配事について確認し、必要な支援等の保護者のニーズを確認した上で、パンフレット等を基に相談の流れや支援の必要性を説明しています。相談内容に応じ、発達

検査や各療育専門員における評価を行い、保護者にその結果を報告し評価の内容を共有しながら今後の支援方針について検討しています。

③ 改善案

こうしたずれやすれ違いは、センターの支援方針や支援の際の職員の意図が、利用者にきちんと伝わっていないことが原因として考えられます。すべての職員がこのような状況が生じている可能性を十分に認識し、言葉だけではなく紙媒体を使用するなどの方法により支援方針を示し、支援の意図等、支援方針の「見える化」を図ることで、利用者との共通認識、共通理解を高めていくよう取り組みます。具体的には、現在相談部門ひなたで作成、配布しているパンフレットについて内容等を見直し、センターの支援方針や行っていることがより伝わりやすい内容に改定します。

また、利用者それぞれがどういった思いを持っているのか、どういった特徴の方なのかなど、利用者に対しより丁寧な聞き取りを行った上で評価・分析をし、綿密に意思疎通を図っていきます。相談時のニーズによっては支援の流れを示した図(フローチャート)などを用い、現在地を示したうえで今後の支援の内容や目標などを利用者を選択してもらうなど、利用者が不安や困りごとを抱えながらセンターを利用していることを十分に意識し、先の見通しやイメージをより持ちやすくなるよう、伝え方の工夫をしていきます。

(ウ) 医療との連携について

① 結果及び意見

支援を受けてさらに充実させるべきだと思える点を回答いただく設問では、「医療との連携」と回答した方が全体の25.0% (22件)と、2番目に高い結果でした。あわせて、自由記述においても「センター内に医師がおらず、診断を受けられないのが不便」、「なぜ逗子は医療機関の紹介がないのか」といった意見があり、子どもの状況について、明確な医師の診断や所見を求めている方が少なからずいることが分かりました。

② 現状

現在センターでは、横浜市立大学及び神奈川県立こども医療センターに医師派遣を依頼し、派遣医師による医療相談及びコンサルテーションを次のとおり実施しています。

- ・横浜市立大学 児童精神科医師 月1回(3時間/回)
- ・横浜市立大学 リハビリテーション科学教室医師 月1回(4時間/回)
- ・こども医療センター 児童思春期精神科医師 偶数月1回(3時間/回)

また、面談や個別支援・個別指導の中で把握した利用者のニーズに応じ、関連する医療機関の情報提供を都度行っています。

③ 改善案

アンケート調査の結果や意見については、センターに常駐の医師がいないことが一番の要因として考えられますが、同時に、センターにおいて医療相談等を実施していることの情報が、あまり利用者に認識されていないということも要因の一つとして考えられます。センターは医療型の療育施設ではないため、常駐の医師を配置していませんが、

医療相談及びコンサルテーションを実施していることや、派遣医師の作成する紹介状により別の医療機関に繋ぐことが可能であることなど、センターで行っている医療に関する支援について、必要とする人がより適切な支援を受けられるよう、利用者のニーズ把握に努め情報発信をしていきます。また、関係医療機関や近隣の医療機関との連携が欠かせないため、利用者が必要とする情報を提供できるよう、医療機関等の情報を収集し、適切な対応ができる体制を整えます。

イ 体制について

① 結果及び意見

支援を受けてさらに充実させるべきだと思える点を回答いただく設問では、「個別支援の利用頻度・利用期間」と回答した方が全体の43.2%（38件）と最も高かったことに加えて、自由記述では「救われる子どもがこれからも増えるよう、体制の整備、充実をお願いしたい」、「市で療育を積極的に幅広く受け入れられる体制をもっと整えて頂きたい」といった意見があり、さらなる体制の充実、支援の拡大が求められていることが分かりました。

② 現状

現在、相談部門では以下の職員体制で支援を行っています。

○ 専門職員の体制

- ・ 保育士兼療育相談員 週5日勤務 1名（常勤職員）
- ・ 療育相談員 週4日勤務 2名（週28時間勤務）
- ・ 療育学齢相談員 週4日勤務 1名（週28時間勤務）
- ・ 心理士 週4日勤務 1名（週29時間勤務、学齢児担当）
週3日勤務 2名（週21時間45分勤務、未就学児担当）
- ・ 言語聴覚士 週3日勤務 1名（週21時間45分勤務）
週2日勤務 2名（週14時間30分勤務）
週1日勤務 1名（週7時間15分勤務）
- ・ 理学療法士 週2日勤務 1名（週14時間30分勤務）
- ・ 作業療法士 週1日勤務 2名（週7時間15分勤務）
月2日勤務 1名（月14時間30分勤務）
- ・ 保育士 週3日勤務 1名（週23時間15分勤務）
- ・ 保健師 週2日勤務 1名（週15時間勤務）

③ 改善案

「ア 支援について（ア）個別支援について」でも触れましたが、支援の利用頻度・受入枠を増やすためには、療育専門員の体制充実を検討する必要があります。療育においては、できるだけ早期に適切な支援を受けることが重要です。障がいのある子どもや発達に心配があり支援を必要としている子ども及びその家族に対して、早期支援、早期療育は、不安や困りごとを改善、軽減するためにも重要な鍵になるため、必要とする人が必要なときに適切な支援を受けられる体制の整備を検討していかなければなりません。

ただし、人員体制の整備を図ったとしても、設備や環境には限りがあるため受け入れることができない可能性があります。限りのある物的資源の中で人的資源を有効活用し充実した支援を行っていくために、開所日時等の見直しについても考えていかなければなりません。

ウ 情報発信について

① 結果及び意見

支援を受けてさらに充実させるべきだと思える点を回答いただく設問では、「各種プログラムに関する情報発信」と回答した方が全体の 25.0% (22 件) と、2 番目に高い結果でした。また、センターで開催している勉強会や公開講座などのプログラムは「利用していない」と回答した方が大半であり、周知が不足、情報が行き届いていないことが伺えました。

② 現状

現在センターでは、市ホームページにおいてセンターの事業や役割・機能等について情報発信するとともに、イベントごとに広報誌への掲載、文書による関係機関への周知及びメール連絡網サービス（マチコミ）を活用した情報発信を行っています。

③ 改善案

必要な人に必要な情報が行き届くよう、現状の情報発信のほかに、昨今の情報発信の主流となっている SNS を活用した情報発信を取り入れるなど、発信の手段を増やし、発信力を高める工夫をしていきます。

また、支援を必要とする子ども及びその保護者がより多く療育やセンターに繋がるために、センターを利用したことがない方に対しても、センターがどういった施設で何をしているところなのか、センターの存在や機能・役割について知ってもらう必要があります。そのために、ホームページを中心に発信する情報を、よりたどり着きやすく、より伝わりやすい内容に見直すことや、子育て支援センターや保健センターなどの子育て世帯が利用する施設等への出張相談、説明会を実施するなど、より相談しやすく、よりセンターを利用しやすくするための情報発信をしていきます。

「各種プログラムに関する情報発信」については、そのプログラムが「どのような狙いや目的で行われているのか」といった情報を求めているという意味合いも考えられます。「ア 支援について」の改善案であげた内容と重複しますが、利用者が何を求め、何を知りたいと思っているのかを的確に捉えられるよう、利用者に対し丁寧に聞き取りを行った上で評価・分析をし、必要とする情報を発信できるよう取り組みます。

エ 情報連携について

① 結果及び意見

関係機関との情報連携の満足度について回答いただく設問では、自由記述で「そもそも連携しているのか分からない」、「あまり情報共有できていないように感じる」、「なんのやり取りもされていなかったと思う」という意見があり、実際には関係機関と情報連

携していても、それが利用者に伝わっておらず、充実した支援へと繋がっていない部分があることがわかりました。

② 現状

現在センターでは、利用者の承諾を得たうえで、必要に応じて、幼稚園・保育所・小中学校等の教育機関をはじめ、医療機関・相談支援事業所・庁内関係部署等の関係機関との情報連携、情報共有を行っています。また情報連携、情報共有後は、その内容を利用者に報告しています。

③ 改善案

このような意見は、センターと関係機関の情報連携、情報共有の定義を、そもそもセンターと利用者との間で共有できていないことが要因ではないかと考えます。連携の必要性や内容、方法は相談ごとに異なり、その他にも利用者の年齢により連携方法は変わってくるため、様々な対応が求められます。

利用者のニーズを的確に捉え、関係機関との情報連携を密にしていくために、まず利用者が情報連携で何をセンターに求めているかということを的確に捉え、必要な連携を正確に行えるようセンター内で整理し、連携の方法についても利用者に伝えていくようにします。情報連携を行う際には、必要な内容について正確に聞き取りを行い、情報連携後にもその内容について丁寧に報告していきます。

また、関係機関とスムーズな情報連携を行うためには、関係機関に対しても、センターの機能・役割を知ってもらい相互理解を深めていく必要があるため、令和3年度から関係機関の職員を対象に始めた、支援者向けの研修会とセンターの療育活動についての見学会の2部構成とするセンターオープンデイを継続して実施し、実際の現場を見て聞くことで、センターへの理解を深めてもらう機会を増やしていくことや、幼・保・小連携推進連絡会議や校長会議等、関係機関が実施している会議等の場、センターが行う巡回相談等で、センターの事業、機能・役割などの必要とされる情報を発信し、情報連携の重要性をはじめ、関係機関との相互理解をより一層深めていきます。

その上で、関係機関からも同様に情報連携した内容を利用者へ伝えていただくよう調整し、双方から情報連携の状況を利用者に伝えることで、より手厚い支援となるよう対応していきます。

(2) 療育部門くろーばーに係る課題

ア 支援について

(ア) 利用頻度について

① 結果及び意見

支援を受けてさらに充実させるべきだと思う点を回答いただく設問では、「通所支援の利用頻度」と回答した方が全体の27.6%（8件）と3番目に高い結果でした。また、自由記述においても、「月2回だと少ない気がする」、「週1利用できると良い」といった意見があり、支援の機会の充実が求められていることが分かりました。

② 現状

現在、児童発達支援については、幼稚園・保育所との並行利用をしている利用者が多く、週2回の利用を基本として実施しています。ただし、令和4年度からは保護者のニーズ等に応じ、療育の必要性を踏まえつつ利用しやすさについてもある程度配慮し、週1回の利用としている場合もあります。

放課後等デイサービスについては、令和3年度までは定員を5名、隔週の利用として実施していましたが、令和4年度からは定員を10名、毎週の利用に変更し実施しています。また、令和2年度の途中からは月に1度土曜日の活動も実施しています。（新型コロナウイルス感染症の影響により、実施していない月もあり。）

③ 改善案

アンケート調査の結果については、その内容から主に放課後等デイサービスに関する意見と考えられます。放課後等デイサービスについては、令和4年度から定員を5名から10名に増やし、隔週の利用を毎週の利用に変更しました。事業所全体の定員に変更はなく、その一方で児童発達支援の定員は15名から10名に変更しました。

それぞれの事業において、令和4年度から変更した定員・利用回数について、利用率への影響などの効果や利用者の声、ニーズ等を継続して注視、検証し、今後の定員や利用回数等について適宜検討していきます。

イ 体制について

① 結果及び意見

支援を受けてさらに充実させるべきだと思う点を回答いただく設問では、「専門的な職種の配置（PT、OT、心理士など）」と回答した方が全体の41.4%（12件）と、最も高い結果であり、療育部門においても専門性の高い支援のニーズがあることが分かりました。

② 現状

センターは開設当初から、相談部門と療育部門が分かれた組織構造となっており、療育部門のみ公募型プロポーザル方式による事業者選定を行い、民間事業者に運営を委託する方式をとっています。

センター全体の体制としては、相談部門に専門的な職種の人員を配置し個別支援・個別指導等を行っているため、療育部門においては契約上も専門的な職種の配置を求めているため、言語聴覚士、作業療法士及び理学療法士等は配置していません。ただし、令和

3年度の途中から、療育部門においても独自の取り組みとして心理士を月2日配置し、職員へのスーパーバイズを中心に療育に参加しています。令和4年度からは、児童発達支援において利用者が心理士へ相談や助言を受ける機会として、保護者に活動内容及び子どもの様子をモニター室から見学してもらい、心理士による講評を行う療育見学会を定期的に開催しています。

③ 改善案

センター全体としては専門職を配置しているため、利用者のニーズ等を的確に捉え、療育部門へ求められている専門的な支援の内容を整理し、相談部門で対応すべきことなのか、療育部門の活動に相談部門の専門職が関わることで対応が可能なのか、相談部門と療育部門がより綿密な連携を取り、センターの人的資源をいかに活用していくか、検討及び調整していきます。

また、療育部門にて独自に配置している心理士については、利用者の声やその成果等を検証し、相談部門の心理士による支援との間に齟齬が生じないように整理するとともに、今後内容について、精査していきます。

(3) センター全体に係る課題

ア 支援について

① 結果及び意見

自由記述では、「利用していない方でも気軽に相談できるイベントなどが定期的であれば良いと思う」、「センターに行かずともセンターの方と接触できる機会がもっとあったら良いと思う」といった意見があり、支援の必要性を感じながらもまだ療育に繋がっていない方や、相談しようかどうか迷っている方に対する支援についてのニーズがあることが分かりました。

② 現状

現在センターでは、センターの利用者に限らず、市内在住・在勤者等を対象とした講座や勉強会といった取り組みを次のとおり開催しています。また、相談部門では市内幼稚園・保育所への巡回相談時に、希望する在園児の保護者と面談の機会を設けています。

○ 相談部門

- ・市民向け公開講座 年1回

「地域で作る子どもの笑顔」をテーマに、関係医療機関の医師に講師を依頼

- ・ペアレント・プログラム 年4回

「こどもの育ちを支えるために」をテーマに、相談部門の各専門職が講師を担当

○ 療育部門

- ・市民向け研修会 年1回 テーマや講師は毎年度計画

- ・市民向け講演会 年1回 テーマや講師は毎年度計画

③ 改善案

このようなニーズがあることを改めて認識し、一人でも多くの支援を必要とする人を療育へと繋げるために、まずは、センターで開催している公開講座や、子育て支援課の実施する乳幼児健診等、センターに限らず関係機関の実施している取り組みも含め、既存の取り組みとあわせてセンターの職員による臨時の相談窓口を設けることが可能かどうか、関係機関との調整を含め実現に向けて検討します。

出張相談窓口については、基本構想においてもセンターの行う支援の一つとして挙げられていますが、現状の体制では実施することが難しい状況にあります。しかし、多くの方が来庁する市役所や、子育て世帯が来所する子育て支援センター等へ出張相談窓口を設けることは、センターに来所することが難しい方にとって貴重な相談の機会となります。そのため、実施可能な体制の整備を含め、実施に向けて具体的な検討をしなければなりません。

また、センターの事業や機能・役割について広く知ってもらう機会を作るために、市庁舎、市民交流センター、文化プラザ等の展示スペース、広報ずしの特集ページ等を活用するなど、より多くの人に対する周知・広報について積極的に検討します。さらには、利用していない方でもセンターの活動を実際に見ることのできる機会として、関係機関の職員を対象に実施したオープンデイのような、市民向けのセンター見学会の実施についても検討します。

イ 体制について

① 結果及び意見

支援を受けてさらに充実させるべきだと思える点を回答いただく設問では、「送迎や開所時間を含めた体制整備」と回答した方が、相談部門ひなたは全体の22.7%（20件）で4番目に、療育部門くろーばーは全体の41.4%（12件）で最も高い結果でした。また、自由記述においても「保護者が皆平日に働いている家庭では、十分な支援が受けにくいと思う」、「休みが取りにくい環境の方にとっては、相談したくてもできない、通いたくても通えない方もいると思う」、「交通アクセスの不便さにより時間的余裕がないと利用するのが難しい」、「送迎があると非常に助かる」といった意見がありました。保護者の就労状況も、皆が働いている世帯が増加しており、こうした状況に合わせた体制整備が求められていることが分かりました。

② 現状

現在、センターの開所日時や送迎の体制は、次のとおりとなっています。

○ 開所日時

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）を除く、午前9時から午後5時まで

○ 送迎

開設当初は、センターへのアクセス向上を目的とし、市役所と市内の鉄道駅を定点の乗降場として、センターへの送迎バスのシャトル運行を行っていましたが、事業見直しの結果、平成30年3月をもって送迎バスの運行は終了しました。以降は、療育部門の事業でのみ送迎を実施しています。

- ・相談部門：送迎はなし
- ・療育部門：週3日勤務の運転員を1名配置し、次のとおり送迎を実施。（運転員が勤務しない日は、管理者、指導員又は事務員にて対応。）

児童発達支援…定点の送迎及び利用児の在籍する保育園の送迎を実施
放課後等デイサービス…各学校への迎えのみ実施

③ 改善案

開設当初から保護者の就労状況が変化していることもあり、開所日ではない土曜日、日曜日及び祝日の開所については、ニーズが高まっていると考えられます。そういった、支援の必要性を感じながらも平日のみの開所では十分な支援を受けることができない状況にある人たちを広く受け入れ、必要とする人に必要な支援が行き届くよう、開所日時については今一度見直さなければなりません。しかし、現在の人員体制ではすぐに開所日時を変更することは難しいため、まずは試験的に休館日の開所を実施し、その成果を検証するとともに、改めてニーズを精査しながら段階的に検討を進めていきます。

送迎については、センター全体として送迎バスのシャトル運行を再開することは難しいと考えます。また、療育部門の事業で実施している送迎も、今の人員体制では送迎の見直しを図ることは難しい状況です。しかし、センターのアクセスの悪さから送迎についてのニーズは高く、アクセスの悪さから十分な支援が受けられない状況はできる限り

解消しなければなりません。人員体制の整備を含め、利用者のニーズによっては個別に柔軟な対応が可能か考えていくなど、今後の在り方を検討する必要があります。

一方、保護者が子どもと一緒に通園することや、活動の終わりに保護者に迎えに来ていただくことで、その日の活動の詳細な内容や子どもの様子などを直接伝えることができ、より充実した振り返りが可能になっている面や、保護者同士の交流が図れる面など、送迎をしないことによる保護者支援の利点もあり、このような支援もセンターの目指す保護者支援の役割として重要な内容です。今後送迎の在り方を考えるとともに、こういった利点については利用者に丁寧に伝えていく必要があります。

3 現在の運営状況に対する改善案

(1) 相談部門ひなたについて

ア センターの支援方針の整理

相談部門における個々のケースの支援方針については、毎週開催される処遇会議において、相談部門・療育部門・教育研究相談センターの職員が、それぞれの専門的な視点から意見を出し合い、検討を重ね決定しています。支援方針はすべて処遇会議で決定し、その後の報告で利用者と共有し、支援へと繋げていきます。

開設から現在まで、支援方針の決定方法に変わりはありませんが、相談件数の増加に伴う相談の主訴が多様化してきたことや、人事異動や入退職による職員体制の変更等で、支援方針の軸となる部分についての認識にも変化が生じてきています。支援方針の軸となる部分が整理、共有できていないことによって、支援の内容そのものや、利用者との間の支援に関する認識に影響が出てきてしまうことも起こり得るため、支援方針を改めて整理、共有し、支援の質をより高められるように取り組んでいきます。

イ 職員の共通理解、共通認識の促進

「ア センターの支援方針の整理」でも触れているとおり、判断の難しいケースへの対応など、多様化するケースに対し、より支援の質の高めていくためには、職員間の共通理解、共通認識をさらに深める必要があります。相談件数の増加に伴い、ミーティングに取れる時間が少なくなってきてしまっていることや、元々の勤務日数が少なく出勤日が重ならない専門職もあり、共通理解、共通認識を深める機会はあまり作ることができていない現状があります。

出勤シフトの調整や個別ケースの予約の入れ方等を工夫し、定期的にミーティングの日を設けるなど、共通理解、共通認識を深めるための取り組みを実施していきます。

(2) 療育部門くろーばーについて

ア 強みとする支援に関する発信力の強化

アンケート調査において、「ふりかえりの時間を活用したこども理解の促進」が支援を受けて良かった点の上位だったことからもうかがえますが、充実した振り返りによる保護者支援など、くろーばーの支援で大切にしていることや強みと言える内容を、どのようにして広く知ってもらうかが課題だと考えます。

くろーばーの療育における強みや軸となる考えを広く知ってもらい、利用者の満足度をさらに高めていくことが、利用者の増加や、延いては利用率の向上につながっていくため、事業所としての支援の強みの発信力を高める工夫をしていきます。

なお、具体的には、くろーばーにおける日々の療育上の工夫やあらたな取り組みなどを、SNS やホームページ上で定期的に発信することや、職員が外部に向けた研修会や勉強会の講師として自らの実践を伝える機会をさらに増やしていくことに取り組めます。こうした取り組みは、発信力を高めることのみならず、発信するために必要な専門性や実践力をさらに向

上させることにも繋がると考えます。

イ 振り返りの質の向上

現在、療育部門における活動の振り返りについては、子どもを迎えに来た保護者の方に指導員が口頭で伝える方法で実施していますが、アンケート調査で「フィードバックの説明がざこちなく、時間もかかるように感じる。毎回、その日のプログラムの内容とねらいについて簡単にまとめたレジュメを配れば、先生も保護者もわかりやすく、遅れてきた保護者にも再度一から説明しなくて済むのに、とってしまう。」といった意見があり、その方法については今一度検討する必要があります。振り返りは、保護者が子どもの障がいの特性や関わり方を理解し、育てにくさを軽減することにも繋がる重要な保護者支援であるため、よりよい振り返りを実施するために、現状の課題等を分析し、質の向上を図っていきます。

なお、具体的には、実際に振り返りを行う職員を中心に「振り返りの質の向上に向けての検討班」（仮称）を組織業務として編成し、継続的に検討を行っていきます。検討の内容としては、大きく「振り返りの方法」と「振り返りの内容」とし、試行を繰り返しながら継続した検討を行っていきます。こうした取り組みは、振り返りの質の向上のみならず、活動内容やそのねらいなど療育内容の専門性の質的向上にも繋がると考えます。

(3) センター全体について

ア 支援の質の向上

相談部門、療育部門それぞれが、支援の質を高めるにはどうしたら良いかを考えるだけではなく、センター全体として支援の質をより高めていくための検討もする必要があります。相談部門にのみ配置している専門職による療育部門の職員へのスーパーバイズや、療育相談員だけではなく、個別支援・個別指導を行っている専門職も含めた個別ケースに関する定期的な情報交換、会議を実施するなど、相談部門と療育部門の連携を更に密にし、センター全体の人的資源を可能な限り有効に活用することで、支援の質のさらなる向上を図ります。

イ 支援者支援の充実

センターの利用者は、幼稚園、保育所と並行して通所していることが多く、支援が必要な子どもに対する幼稚園、保育所の対応力を高めていくことが重要です。そのためには、支援者への支援の充実を図る必要があります。

相談部門では、巡回相談時の直接的な支援者支援をはじめ、具体的な相談へのつなぎ方の提案や共有を行っています。令和3年度から、センター全体としては関係機関の職員を対象に、支援者向けの研修会とセンターの療育活動についての見学会の2部構成で、センターオープンデイを、療育部門においては、幼稚園・保育所の職員を対象に、実際の療育の現場の経験などを交えた障がい児の保育勉強会等を開催しました。今後も支援者のニーズを把握しながら、支援者支援のさらなる充実を図っていきます。

また、学齢期の相談件数も年々増加していることから、学齢期の支援者支援のさらなる充実が求められています。市内の小中学校へ定期的巡回相談を行ったり、ケース会議への参加、

支援シートの作成等、学齢期の支援におけるセンターの役割も多岐にわたってきています。現在も、月に一度センターでの所内会議をはじめ、教育研究相談センター、療育部門と協働し学校等への支援者支援を行っておりますが、今後さらなる充実を図っていきます。

4 支援を必要とする人及び社会の状況等から考える改善案

① 学齢期の支援体制の強化

開設当初より学校との連携が密になってきたことで、学齢期の子どもの困りごと等が顕在化してきたことや、未就学の頃からセンターを利用しているケースの持ち上がりもあるため、学齢期の相談件数は年々増加している状況にあります。

現在、学齢期の支援に関する調整を行う相談員は1名体制となっており、今後も増加していくことが見込まれる学齢期の支援体制の充実を検討する必要があります。

また、学齢期の支援に関しては所属する学校が一次支援の場となりますが、上記のとおり未就学の頃から支援を行っている子どもの持ち上がり、学齢期になってから困りごとが顕在化するケース等、対応する件数が増え、学校だけでは対応が難しい状況も生まれています。一次支援の場である学校の対応力をさらに高め、学齢期の支援体制をより充実させるために、情報発信・情報連携を強化するとともに、スーパーバイズ等の支援者支援の強化を図ります。

② センターの外での支援体制の強化

現在センターで実施している市内の幼稚園、保育所への巡回相談については、センターを利用している子どもや、幼稚園、保育所が発達に関し気になっている子どもについて、関係機関に対するスーパーバイズ等の支援者支援を中心に行っています。また、子どもに対して気になることや、子育てに関して不安、困りごとを抱え、センター職員への相談を希望する保護者に対し、面談の機会を設けています。巡回相談における面談希望者の人数は年々増加しており、センター自体に対して心理的、物理的な距離感を感じている等の理由で、センターでの相談や療育へと繋がっていないが、潜在的なニーズを持つ人の数は増加しています。こうしたニーズにも対応できるよう、巡回相談等のセンターの外での支援体制を強化、充実させる必要があり、そのための体制整備が求められます。

③ 保護者の就労状況等、社会状況の変化にあわせた支援方法の検討

センターは基本構想において、「家族のレスパイトや就労のための預かりを目的とした利用は対象外」という方針で、開設からこれまで支援を行ってきました。しかしアンケート調査の結果からも、保護者の就労状況は変化してきており、平日に保護者が皆働いている世帯の数は多くなってきていることが分かります。こうした状況の中、これまで同様、今後も基本構想の方針どおり支援を行っていくことについて、見直しを検討する必要があります。一人でも多くの支援を必要としている人に必要な支援が行き届くよう、様々な要素を総合的に判断しながら、関係機関と連携、協働し、支援方法について検討していかなければなりません。

④ 地域における障がい、療育に対する理解の促進

障がいのある子どもや発達に不安があり支援を必要としている子ども及びその家族が、不安や困りごとが少なく充実した生活を送るためには、取り巻く地域の理解が欠かせず、理解を促進するための啓発もセンターの重要な役割です。

センターでは毎年、市民向けの公開講座や講演会を開催しています。しかし、ここ数年は新型コロナウイルス感染症の影響で、中止せざるを得なくなってしまうなど、十分な成果をあげられていません。このような状況の中でも地域における障がい、療育に対する理解を促進し、本市における療育を推進していくために、動画配信やリモートツールを活用した講座の開催など、様々な方法を検討し実施していきます。

5 重要度の高い改善案の整理

最後に、取りまとめた運営改善案について、センターの考える重要度、難易度を整理しました。（それぞれの改善案について、重要度と難易度を◎、○、△の3段階で整理し表記しました。丸が多いほど高いことを意味しています。）

① 利用者に対する丁寧な聞き取りを行った上での評価・分析

- ・支援方針や支援の流れの「見える化」による利用者との情報共有（重：◎、難：△）
- ・利用者のニーズを捉えた必要とする情報の的確な発信（重：◎、難：△）
- ・療育部門の活動における振り返りの方法の見直し（重：○、難：△）

② 関係機関との密接な連携

- ・関係機関の実施する会議等でのセンターの機能・役割などの情報発信（重：◎、難：△）
- ・巡回相談等でのセンターの機能・役割などの情報発信（重：◎、難：△）
- ・オープンデイ等、療育活動についての見学会の実施（重：◎、難：△）
- ・関係機関から情報連携した内容を利用者に発信してもらうための調整（重：◎、難：○）

③ センターにおける支援の充実のための体制整備

- ・体制の充実（重：◎、難：◎）
- ・リモートツールを活用した支援の実施（重：○、難：○）
- ・送迎の方法、実施についての検討（重：◎、難：◎）
- ・休館日の開所を含めた開所日時の検討（重：◎、難：◎）
- ・相談部門と療育部門のさらなる連携強化（重：◎、難：○）
- ・センター内の支援方針の整理、共有（重：◎、難：△）
- ・センター職員内での共通理解、共通認識を深める取り組みの実施（重：◎、難：△）

④ 外部へ向けた支援の充実のための体制整備

- ・体制の充実（重：◎、難：◎）
- ・出張相談窓口の実施（重：◎、難：◎）
- ・関係機関における対応力を高めるための勉強会等の実施（重：◎、難：○）